

IX 岡山県宅地造成等規制法施行細則

岡山県宅地造成等規制法施行細則(昭和43年6月29日 岡山県規則第31号)

(趣旨)

第1条 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)の施行については、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「政令」という。)及び宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(土地の試掘等の許可)

第2条 法第5条第1項の規定により土地の試掘等の許可を受けようとする者は、土地の試掘等許可申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、法第5条第1項の規定により土地の試掘等の許可をしたときは、土地の試掘等の許可証(様式第2号)を、申請者に交付するものとする。

(証明書の様式)

第3条 法第6条第1項(法第18条第2項において準用する場合を含む。)及び第2項の規定による身分を示す証明書の様式は、様式第3号による。

(許可申請書の添付書類)

第4条 法第8条第1項本文の許可を受けようとする者は、許可申請書に、省令第4条に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 関係市町村長の意見書
- 二 防災計画平面図
- 三 排水施設構造図
- 四 丈量図
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(工事の着手届)

第5条 法第8条第1項本文の許可を受けた者は、工事に着手しようとするときは、宅地造成に関する工事の着手届出書(様式第4号)をあらかじめ知事に提出しなければならない。

(工事の中止等)

第6条 法第8条第1項本文の許可を受けた者は、工事を中止し、若しくは廃止し、又は中止した工事を再開しようとするときは、宅地造成工事(中止・廃止・再開)届(様式第5号)を速やかに知事に提出しなければならない。

(協議)

第7条 法第11条の協議をしようとする者は、宅地造成に関する工事の協議書(様式第6号)の正本及び副本に省令第4条に規定する図面、構造計算書及び安定計算書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、当該協議が成立したときは、前項の協議書の副本の協議成立通知欄に所要の記載を行ない、協議の申出をした者に通知するものとする。

3 第5条、第6条、第8条から第11条まで、第13条及び第14条の規定の規定は、法第11条の規定による協議を行なう者について準用する。

(擁壁の代替)

第 8 条 知事は、政令第 15 条第 1 項の規定により、災害防止上支障がないと認められる土地については、政令第 6 条の規定による擁壁の設置に代えて、次に掲げる工法による措置を認めることができる。

- 一 石積み工
- 二 編柵工
- 三 筋工
- 四 鋼矢板工又はコンクリート矢板工
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認めた工法

(工事の技術的基準の強化)

第 9 条 政令第 15 条第 2 項の規定による工事の技術的基準の強化又は付加は、次に掲げるところによる。

- 一 政令第 10 条の規定により擁壁の背面に設置する透水層は、その背面の全面に別表第一の上欄に掲げる擁壁の構造に応じて、同表の下欄に掲げる厚さのものを設置すること。ただし、壁面の背面に措置する地盤が切土であつた軟岩(風化の著しいものを除く。)以上の硬度を有する場合又は知事が擁壁の損壊等のおそれがないと認めた場合においては、この限りでない。
- 二 谷筋等の傾斜地においては、災害の発生をもたらすおそれのある盛土は避けること。ただし、やむを得ず盛土を行う場合において、知事が適当と認める災害防止施設を設置するときは、この限りでない。
- 三 政令第 13 条第 3 号の規定により設置する排水施設の断面積を決定する場合における計画流水量の算定は、次に掲げる数値を用いること。
 - イ 10 分間降雨量 20 ミリメートル
 - ロ 流出係数 別表第二に定める数値

(軽微な変更届)

第 10 条 法第 12 条第 2 項の軽微な変更の届出を行おうとする者は、宅地造成に関する工事の軽微変更届出書(様式第 7 号)により行うものとする。

(工事の一部完了の検査)

第 11 条 知事は、工事の一部が完了した場合において、当該宅地が独立して使用に供しうるものであり、かつ、宅地の分割が災害の防止上支障がないと認められるときは、造成主の申出により、当該工事について、一部完了の検査を行なうことができる。

- 2 造成主は、前項の規定による一部完了の検査の申出を行おうとするときは、宅地造成工事一部完了検査申請書(様式第 8 号)に、完了部分を明示した図面を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項に規定する宅地造成工事一部完了検査申請書を受理し、検査の結果、法第 9 条第 1 項の規定に適合していると認めるときは、宅地造成工事一部完了検査済証(様式第 9 号)を造成主に交付するものとする。
- 4 第 14 条の規定は、第 2 項の場合について準用する。

(工事等の届出書の添付書類)

第 12 条 法第 15 条の工事等の届出を行おうとする者は、省令第 29 条の届出書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 位置図
- 二 宅地の平面図
- 三 宅地の断面図
- 四 排水施設の平面図
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(標識の掲示)

第 13 条 法第 8 条第 1 項本文の許可を受けた者は、当該工事の着手の日から完了の日まで、工事現場の見やすい場所に標識(様式第 10 号)を設置しておかなければならない。

(工事施行状況の報告)

第 14 条 造成主は、工事が次の各号に掲げる工程にいたったときは、当該各号に掲げる事項を明らかにした写真等の資料を作成し、当該工事の完了後、工事完了検査申請書と同時に知事に提出しなければならない。

一 擁壁等の基礎の床掘り及び型枠の組立てが完了したとき。寸法・形状及び位置

二 鉄筋コンクリート造の擁壁その他の構造物の配筋が完了したとき。寸法及び位置

三 擁壁等の高さが、計画高の 2 分の 1 の工程に達したとき。壁体の厚さ又は組積材裏込栗石の厚さ及び擁壁の背面に透水層を設けた場合は、透水層の厚さ

四 排水施設のうち、地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了し、土砂の埋め戻し直前となつたとき。形状及び位置

五 その他施工段階で工事完了後外部から確認できなくなる箇所。寸法・形状及び位置等

2 造成主は、工事に高さ 3 メートルを超える擁壁が含まれる場合は、前項第一号、第二号及び第三号の工程に達する二日前までに、その旨を知事に報告しなければならない。

(許可申請手数料の減免)

第 15 条 知事は、その指定した災害の被災者が自ら居住するための住宅の敷地の宅地造成に関して、災害が発生した日から 6 箇月以内に法第 8 条第 1 項本文の申請を行なう場合においては、許可申請手数料を免除する。

2 知事は、公益上必要があると認める場合その他特別の理由があると認める場合においては、許可申請手数料を減額し、又は免除することができる。

(書類の経由)

第 16 条 法・政令・省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、申請又は届出に係る宅地の所在地を所管する県民局長を経由しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(関係規則の一部改正)

2 岡山県出先機関事務処理規則(昭和 41 年岡山県規則第 31 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

3 聴聞に関する規則(昭和 41 年岡山県規則第 46 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

4 岡山県手数料徴収規則(昭和 31 年岡山県規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(昭和 49 年規則第 48 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 62 年規則第 23 号)

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年規則第 36 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

32 岡山県宅地造成等規制法施行細則

附 則(平成 10 年規則第 26 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

39 岡山県宅地造成等規制法施行細則

附 則(平成 12 年規則第 90 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 53 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年規則第 135 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 9 月 30 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の岡山県宅地造成等規制法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成 21 年規則第 24 号)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の岡山県宅地造成等規制法施行細則第 9 条及び別表第一の規定は、この規則の施行の日以後にされる許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正前の岡山県宅地造成等規制法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第一（第9条関係）

擁壁の構造	透 水 層 の 厚 さ		
	上 端	下 端	
		切 土	盛 土
練 積 み 造	30センチメートル	30センチメートル	60センチメートル以上， かつ，擁壁（根入れを含まない。）の高さ1メートル 当たり20センチメートル 以上
練積み造以外	30センチメートル	30センチメートル	

（注）透水層の上端は，擁壁上端から30センチメートル下方とする。

別表第二（第9条関係）

種 別	流 出 係 数
屋 根	0.90
道 路	0.85
そ の 他 の 不 透 面	0.80
水 面	1.00
ゴ ル フ 場 等	0.80～0.90
急 し ゅ ん な 山 地	0.75～0.90
三 紀 層 山 丘	0.70～0.80
起 伏 の あ る 山 地 ， 樹 木	0.50～0.75
平 た ん な 耕 地	0.45～0.60
か ん が い 中 の 水 田	0.70～0.80
草 地	0.40～0.80
平 地 ， 小 河 川	0.45～0.75
裸 地	0.80～1.00

様式第 10 号（第 13 条関係）

← 100cm 以上 →

宅地造成工事許可標識		岡山県指令 第 号 許可年月日 令和 年 月 日	
工 事 の 期 間			
工事場所の所在及び地番			
施 工 面 積			
工 事 の 名 称			
造 成 主	住 所 氏 名		
工 事 施 行 者	住 所 氏 名		
設計者氏名		工事現場 管理者氏名	

↑
80cm 以上
↓

